

札幌医科大学大学院入学者選抜実施規程

平成 19 年 4 月 1 日規程第 108 号

(趣旨)

第 1 条 札幌医科大学大学院医学研究科及び保健医療学研究科の入学者の選抜（以下「入学試験」という。）は、この規程の定めるところによる。

(委員会)

第 2 条 入学試験を公正確実に管理運営するため、研究科に入学試験委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、入学試験に係る次の各号に掲げる事項を運営実施するものとする。

- (1) 入学者の募集に関すること。
- (2) 学科試験実施教科に関すること。
- (3) 学科試験問題に関すること。
- (4) 調査書の審査に関すること。
- (5) 試験成績に関すること。
- (6) 試験場の管理に関すること。
- (7) その他入学試験に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、研究科長、学長の指名する委員をもって組織する。

2 前項の学長の指名する委員は、研究科長の推薦に基づき学長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は研究科長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、入学試験に関する事項を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、研究科長がその議長となる。

2 委員会は、構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学科試験委員)

第 7 条 入学試験問題の作成及び答案の採点並びに面接試験に従事するため、委員会に学科試験委員を置く。

- 2 学科試験委員は、委員会の推薦に基づき、学長が任命又は委嘱する。
- 3 学科試験委員の氏名は、公表してはならない。

(試験問題の決定)

第8条 学科試験委員(学科試験問題出題者)は、担当科目につきそれぞれ試験問題案を作成し、別に定める期日までに、厳封のうえ委員長に提出する。

2 委員長は、前項の問題案を取りまとめ委員会の議を経て、これを決定する。

(試験問題の印刷及び保管)

第9条 学科試験問題は、委員会の定める場所において、委員長の指名する委員の監督の下に印刷する。

2 印刷済みの学科試験問題は、最も厳重、かつ、確実な方法により委員長が保管する。

(学科試験監督者)

第10条 委員会に学科試験監督者を置く。

2 学科試験監督者は、委員会の推薦に基づき、学長が任命又は委嘱する。

3 学科試験監督者は、委員長の命を受け、委員会の定めるところにより試験を監督する。

(学科試験の採点)

第11条 学科試験の採点は、委員会の定めるところにより学科試験委員が行う。

2 学科試験委員は、採点の結果を委員長に報告する。

(成績書の作成及び報告)

第12条 委員長は、前条の報告並びに調査書審査を総合し、委員会及び研究科委員会の議を経て、入学者選抜成績書を作成し、入学者決定に関する意見を具して学長に報告する。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月9日規程第6号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。